



令和 7 年 3 月 3 日



3 月 定 例 会 議

常 総 市

議案第47号

訴えの提起について

公共施設窃盗事件に係る支払督促の申立てについて、督促異議の申立てがあったことにより、訴えの提起があったものとみなされたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

訴えの相手方，趣旨等

別紙のとおり

提案理由

本案は、公共施設窃盗事件に係る支払督促の申立てに対し、相手方から督促異議の申立てがなされたことから民事訴訟法第395条の規定により訴えの提起があったものとみなされることとなるため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、これを提出する。

1 訴えの相手方

住所 茨城県ひたちなか市市毛847 水戸刑務所

氏名 XXXXXXXXXX

2 訴えの趣旨

相手方に対し、次の金額の支払を求めるもの

- (1) 金10,254,870円
- (2) 遅延損害金（損害発生の日から完済まで、年3%の割合）
- (3) 訴訟費用

3 訴訟遂行の方針

- (1) 本件訴え提起後において、その目的達成に必要な場合は、訴えの趣旨を変更し、若しくは追加し、又は和解することができるものとする。
- (2) 判決の結果必要な場合は、上訴することができるものとする。

議案第48号

常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、総合計画審議会の委員及びまち・ひと・しごと創生総合戦略会議の委員に係る報酬の額を改めるため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

常総市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年水海道市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

別表第1中

総合計画審議会の委員	日額	5,000円	一般職	を
まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の委員	日額	5,000円	一般職	

総合計画審議会の委員	委員長（大学の教授，准教授等高度な専門的知識及び経験を有する者（以下「大学教授等」という。））	日額	9,000円	一般職	に
	委員長（大学教授等以外）	日額	7,000円	一般職	
	委員（大学教授等）	日額	8,000円	一般職	
	委員（大学教授等以外）	日額	6,000円	一般職	
まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の委員	委員長（大学教授等）	日額	9,000円	一般職	
	委員長（大学教授等以外）	日額	7,000円	一般職	
	委員（大学教授等）	日額	8,000円	一般職	

	委員（大学教授等以外）	日額	6,000円	一般職
--	-------------	----	--------	-----

改める。

別表第5 市外在住の行政不服審査会の委員の項の次に次のように加える。

市外在住の総合計画審議会の委員	一般職の旅費相当額
市外在住のまち・ひと・しごと創生総合戦略会議の委員	一般職の旅費相当額

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第49号

常総市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
を改正する条例について

常総市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96
条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、非常勤消防団員の処遇改善を図ることを目的に、消防団員退職報償金
の勤務年数区分に、新たに35年以上の区分を追加するため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

常総市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年水海道市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未 満	10年以 上15年 未満	15年以 上20年 未満	20年以 上25年 未満	25年以 上30年 未満	30年以 上35年 未満	35年以 上
団長	千円 239	千円 344	千円 459	千円 594	千円 779	千円 979	千円 1,079
副団長	229	329	429	534	709	909	1,009
分団長	219	318	413	513	659	849	949
副分団長	214	303	388	478	624	809	909
班長	204	283	358	438	564	734	834
団員	200	264	334	409	519	689	789

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の常総市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議案第50号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて新たに拘禁刑が創設されることから、関係条例の一部の改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(常総市表彰条例の一部改正)

第1条 常総市表彰条例(昭和49年水海道市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「懲役又は禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(常総市職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 常総市職員の分限に関する条例(昭和48年水海道市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(常総市職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 常総市職員の給与に関する条例(昭和32年水海道市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第18条の2第3号及び第4号, 第18条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(常総市消防団条例の一部改正)

第4条 常総市消防団条例(昭和54年水海道市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(常総市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第5条 常総市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年水海道市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(人の資格に関する経過措置)

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮(刑法等の一部を改正する法律(令

和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第13条に規定する禁錮をいう。以下同じ。)に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留(旧刑法第16条に規定する拘留をいう。)に処せられた者とみなす。

議案第51号

常総市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

常総市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、令和6年8月8日に人事院から公務員給与の改定が勧告されたことを受け、当該人事院勧告に準拠して一般職に属する職員の給料の月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めるほか、地域手当及び扶養手当に関する規定の改正その他所要の改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(常総市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 常総市職員の給与に関する条例(昭和32年水海道市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「100分の122.5を乗じて得た額」を「, 6月に支給する場合には100分の122.5」に改め, 「除く。」の次に「以下この項及び」を加え, 「を乗じて得た額) 」を「), 12月に支給する場合には100分の127.5(特定幹部職員にあっては, 100分の107.5)を乗じて得た額」に改め, 同条第3項中「100分の58.75」との次に「, 「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と, 「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」と」を加える。

第19条第2項第1号中「加算した額に」の次に「, 6月に支給する場合には」を, 「100分の122.5)」の次に「, 12月に支給する場合には100分の107.5(特定幹部職員にあっては, 100分の127.5)」を加え, 同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「, 6月に支給する場合には」を, 「100分の58.75)」の次に「, 12月に支給する場合には100分の51.25(特定幹部職員にあっては, 100分の61.25)」を加える。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	

27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300

60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		

93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200
94		299,400	347,400	386,400	
95		299,700	347,800	386,700	
96		300,100	348,200	386,900	
97		300,300	348,400	387,100	
98		300,600	348,800	387,400	
99		301,000	349,200	387,700	
100		301,400	349,500	387,900	
101		301,600	349,800	388,100	
102		301,900	350,200		
103		302,200	350,600		
104		302,500	351,000		
105		302,700	351,500		
106		303,000	351,900		
107		303,300	352,300		
108		303,600	352,700		
109		303,800	353,200		
110		304,200	353,600		
111		304,600	353,900		
112		304,900	354,200		
113		305,100	354,700		
114		305,300			
115		305,600			
116		306,000			
117		306,200			
118		306,400			
119		306,700			
120		307,000			
121		307,400			
122		307,600			
123		307,900			
124		308,200			
125		308,500			

定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月 額						
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、
第21条に規定する職員を除く。

第2条 常総市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第5項及び第6項中「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市規則で定める職員にあっては，3号給）」を削る。

第10条の前の見出しを削り，同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し，同条第2項中第1号を削り，第2号を第1号とし，第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ，同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円，前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族」に改め，「，同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り，同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り，「特定期間に」を「当該期間に」に改め，同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか，扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は，規則で定める。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第11条の2第2項中「100分の3」を「100分の4」に改める。

第11条の4第1項第1号中「有料道路（以下この項及び次項）」を「有料の道路（以下この条）」に改め，同条第2項第1号中「以下この号に」を「次項に」に，「いう。）。」を「いう。）」に改め，同号ただし書を削り，同項第3号中「（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは，当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき，55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額），第1号に定める額又は前号に定める額」を削り，同条中第6項を第7項とし，第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ，第2項の次に次の1項を加える。

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては，その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は，同項の規定にかかわらず，当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき，15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第17条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「までの間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「各号に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して市規則で定める勤務をした管理職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第17条の3第2項中「、第10条、第11条及び第11条の3」を「及び第10条」に改め、同条第3項中「、第11条」を削る。

第18条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5」を「100分の125」に改め、「以下この項及び」を削り、「100分の102.5」を「100分の105」に改め、「、12月に支給する場合には100分の127.5(特定幹部職員にあっては、100分の107.5)」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

第19条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5」を「100分の105」に、「100分の122.5)、12月に支給する場合には100分の107.5(特定幹部職員にあっては、100分の127.5)」を「100分の125」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75」を「100分の50」に、「100分の58.75)、12月に支給する場合には100分の51.25(特定幹部職員にあっては、100分の61.25)」を「100分の60」に改める。

第20条中「、扶養手当」を削る。

附則中第21項を削り、第22項を第21項とする。

附則第23項中「附則第25項」を「附則第24項」に改め、同項を附則第22項とし、附則第24項を附則第23項とする。

附則第25項中「附則第27項」を「附則第26項」に、「附則第23項」を「附則第22項」に改め、同項を附則第24項とし、附則第26項を附則第25項とする。

附則第27項中「附則第23項」を「附則第22項」に、「附則第25項」

を「附則第24項」に改め、同項を附則第26項とする。

附則第28項中「附則第25項」を「附則第24項」に、「附則第23項」を「附則第22項」に改め、同項を附則第27項とする。

附則第29項中「附則第23項」を「附則第22項」に、「附則第25項」を「附則第24項」に改め、同項を附則第28項とする。

附則第30項中「附則第23項」を「附則第22項」に改め、同項を附則第29項とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	

27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	

60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			

93	258,100	299,200	348,400
94		299,400	348,800
95		299,700	349,200
96		300,100	349,500
97		300,300	349,800
98		300,600	350,200
99		301,000	350,600
100		301,400	351,000
101		301,600	351,500
102		301,900	351,900
103		302,200	352,300
104		302,500	352,700
105		302,700	353,200
106		303,000	353,600
107		303,300	353,900
108		303,600	354,200
109		303,800	354,700
110		304,200	
111		304,600	
112		304,900	
113		305,100	
114		305,300	
115		305,600	
116		306,000	
117		306,200	
118		306,400	
119		306,700	
120		307,000	
121		307,400	
122		307,600	
123		307,900	
124		308,200	
125		308,500	

定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月 額						
		円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、
第21条に規定する職員を除く。

(常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成28年常総市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000

第8条第2項中「100分の170」との次に「, 「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とを加える。

第4条 常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第9条から第11条の3まで」を「第9条, 第10条, 第11条の2及び第11条の3」に改め, 「及び第19条」を削り, 同条第2項中「100分の122.5」を「100分の125」に, 「100分の170」を「100分の95」に, 「「100分の127.5」とあるのは「100分の175」を「給与条例第19条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

(常総市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 常総市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年常総市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第20条第4項中「得た額」の次に「に, 100分の4を乗じて得た額を加算した額」を加える。

附則第2項を削り, 附則第1項の項番号を削る。

(常総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 常総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年水海道市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条中「もの」の次に「(以下「管理職員」という。)」を加える。

第5条第2項中第1号を削り, 第2号を第1号とし, 第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第11条の2を次のように改める。

(管理職員特別勤務手当)

第11条の2 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務を要しない日又は休日(次項において「休日等」という。)に勤務をした場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

(地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第7条 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年常総市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第16条中「附則第23項から第30項」を「附則第22項から第29項」に改める。

附則第17条第6項中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改め、同条第7項中「、第11条並びに第11条の3」を削る。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条から第7条までの規定並びに附則第4項から第8項まで及び第10項の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の常総市職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定及び第3条の規定による改正後の常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(次項において「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。
(給与の内払)

3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の常総市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の常総市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

4 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する職員であって、同日において改正後の給与条例別表第2の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

5 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与条例（以下「第2条改正後給与条例」という。）第10条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは 「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者

身障害者

と、同

（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「, 前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

6 切替日から令和8年3月31日までの間における第6条の規定による改正後の常総市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「(4) 重度心身障害者」とあるのは 「(4) 重度心身障
(5) 配偶者（届

害者

とする。

出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

（令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

7 切替日から令和10年3月31日までの間における第2条改正後給与条例第11条の2の規定の適用については、同条第2項中「100分の4」とあるのは、「100分の2」とする。

8 切替日から令和10年3月31日までの間における第5条の規定による改正後の常総市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第20条の規定の適用については、同条第4項中「100分の4」とあるのは、「100分の2」とする。

（委任）

9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

（常総市職員の分限に関する条例の一部改正）

10 常総市職員の分限に関する条例（昭和48年水海道市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「附則第23項」を「附則第22項」に改める。

附則別表（附則第4項関係）職員の号給の切替表

行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9

26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41

58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		

90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

議案第52号

常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、人事院勧告に基づく一般職に属する職員の給与改定に準じて、市長等特別職に支給する期末手当の支給割合を改正するため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和32年水海道市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の170」との次に「, 「100分の127.5」とあるのは「100分の180」とを加える。

第2条 常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の180」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の特別職給与等条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の特別職給与等条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の常総市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第53号

常総市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例
について

常総市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので，地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は，職員が仕事と生活の両立をしやすいするため，時間外勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大，仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に関する規定等を定める改正を行うため，これを提出する。

常総市条例第 号

常総市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例

常総市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年水海道市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め，同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が，市規則で定めるところにより，当該子を養育」とあり，及び前項中」を「及び前2項中」に改める。

第15条第1項中「市規則で定める者」の次に「（第17条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第17条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第17条の2 任命権者は，職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは，当該職員に対して，仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに，介護両立支援制度等の申告，請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は，職員に対して，当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において，前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第17条の3 任命権者は，介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため，次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

1 この条例は，令和7年4月1日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の常総市職員の勤務時間，休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は，施行日前においても，市規則の定めるところにより，当該請求を行うことができる。

議案第54号

常総市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

常総市職員の育児休業等に関する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、部分休業の承認に関する規定について、条例中で引用する法律が改正されたことから、引用する条項の整合を図る改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

常総市職員の育児休業等に関する条例（平成4年水海道市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第55号

常総市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例について

常総市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、当市の公共施設の多くが建設後40年を超え、今後それらの更新や長寿命化に対応していく必要があることから、公共施設整備基金の設置目的に大規模改修事業を加える改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市公共施設整備基金条例の一部を改正する条例

常総市公共施設整備基金条例（平成10年水海道市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「整備事業」を「整備又は大規模改修事業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第56号

常総市ふるさと応援寄附金基金条例について

常総市ふるさと応援寄附金基金条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、当初予算額以上のふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税があった際に、これを積み立て、翌年度以降の政策的な事業の財源とするふるさと応援寄附金基金を設置するため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市ふるさと応援寄附金基金条例

(設置)

第1条 常総市を応援するために寄せられた寄附金（地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項及び第314条の7第1項に規定する寄附金税額控除の対象となる寄附金。以下「寄附金」という。）をまちづくりに有効に活用するため、常総市ふるさと応援寄附金基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。ただし、以下の各号に定めるものを除き、これを基金に積み立てることができる。

- (1) 寄附金の受入年度において、市長が別に定める事業の実施のための財源とする額
- (2) 寄附金の受入れに伴い、寄附者に対して提供する返礼品等に要する経費
- (3) ふるさと応援寄附の募集、受付、受入れ等に要する経費

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、市長が別に定める事業の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- 2 市長は、基金の処分に当たっては、寄附者が事業の選択を市長に委ねた場合を除き、寄附者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第57号

常総市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例について

常総市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96
条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、一元的に住登外者の登録
及び管理を行う機能を扱う事務に係る規定を整備するほか、所要の改正を行うた
め、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

常総市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年常総市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) 住登外者 住民基本台帳法（昭和42年法律81号）により市が備える住民基本台帳に記録されていない者であって、市長又は教育委員会が行政事務を処理するため住民とは別に管理する必要があるものをいう。

(8) 住登外者宛名番号管理機能 庁内で管理する住登外者を一意に特定するための番号を付し、氏名、住所等の情報を管理するための機能をいう。

別表第1に次のように加える。

5 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2を次のように改める。

機関	事務	特定個人情報
1 市長	常総市医療福祉費支給に関する条例による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73

号) , 私立学校教職員共済法 (昭和28年法律第245号) , 国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号) , 国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) 又は地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号) をいう。) 又は高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報 (以下「医療保険給付関係情報」という。) であって規則で定めるもの

母子保健法 (昭和40年法律第141号) による妊娠の届出に関する情報であって規則で定めるもの

児童扶養手当法 (昭和36年法律第238号) による児童扶養手当の支給に関する情報 (以下「児童扶養手当関係情報」という。) であって規則で定めるもの

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) による身体障害者手帳, 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号) による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号) にいう知的障害者に

<p>関する情報であって規則で定めるもの</p>
<p>国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものに関する情報であって規則で定めるもの</p>
<p>生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>

		生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	常総市すくすく医療費支給に関する条例によるすくすく医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		住登外者関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給，地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの

		災害対策基本法（昭和36年法律第223号）による災害による被害の程度を証明する書面に関する情報（以下「罹災証明書関係情報」という。）であって規則で定めるもの
4 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施，給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって

		規則で定めるもの
		特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
8	市長 常総市難病患者福祉手当支給要綱による難病患者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
9	市長 介護保険法による保険給付の支給，地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 罹災証明書関係情報であって規則で定めるもの
10	市長 老人福祉法（昭和38年	地方税関係情報であって規則で

	法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	定めるもの
1 1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施, 就労自立給付金の支給, 保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
1 2 市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保健事業に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		罹災証明書関係情報であって規則で定めるもの
1 3 市長	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は保険料の免除に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
1 4 市長	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 5 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		罹災証明書関係情報であって規

		則で定めるもの
16 市長	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 罹災証明書関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	罹災証明書関係情報であって規則で定めるもの
18 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	罹災証明書関係情報であって規則で定めるもの
19 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	特定個人番号利用事務に関する住登外者の利用特定個人情報であって規則で定めるもの 常総市医療福祉費支給に関する条例による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

		常総市すくすく医療費支給に関する条例によるすくすく医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
20 市長	特定個人番号利用事務	住登外者関係情報であって規則で定めるもの
21 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	特定個人番号利用事務に関する住登外者の利用特定個人情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定（同条に2号を加える改正規定を除く。）は令和7年4月1日から施行する。

議案第58号

常総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

常総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、国民健康保険税の税率等を改正するほか所要の改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

常総市国民健康保険税条例（昭和34年水海道市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.02」を「100分の7.47」に改める。

第4条中「26,600円」を「42,200円」に改める。

第6条中「100分の2.57」を「100分の3.39」に改める。

第7条中「16,100円」を「19,400円」に改める。

第8条中「100分の2.17」を「100分の2.85」に改める。

第9条中「17,100円」を「20,400円」に改める。

第23条第1項第1号ア中「18,620円」を「29,540円」に改め、同号イ中「11,270円」を「13,580円」に改め、同号ウ中「11,970円」を「14,280円」に改め、同項第2号ア中「13,300円」を「21,100円」に改め、同号イ中「8,050円」を「9,700円」に改め、同号ウ中「8,550円」を「10,200円」に改め、同項第3号ア中「5,320円」を「8,440円」に改め、同号イ中「3,220円」を「3,880円」に改め、同号ウ中「3,420円」を「4,080円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,990円」を「6,330円」に改め、同号イ中「6,650円」を「10,550円」に改め、同号ウ中「10,640円」を「16,880円」に改め、同号エ中「13,300円」を「21,100円」に改め、同項第2号ア中「2,415円」を「2,910円」に改め、同号イ中「4,025円」を「4,850円」に改め、同号ウ中「6,440円」を「7,760円」に改め、同号エ中「8,050円」を「9,700円」に改める。

附則第16項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の常総市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第59号

常総市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

常総市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、後期高齢者医療保険料の普通徴収に係る納期を、市税、介護保険料等と同様の納期に改めるほか所要の改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

常総市後期高齢者医療に関する条例（平成20年常総市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「附則第6条第1項」を「附則第4条第1項」に改める。

第4条第1項中「7月1日」を「7月20日」に，「8月1日」を「8月20日」に，「9月1日」を「9月20日」に，「10月1日」を「10月20日」に，「11月1日」を「11月20日」に，「12月1日から同月31日」を「12月17日から同月26日」に，「1月1日」を「翌年1月20日」に，「2月1日」を「翌年2月18日」に，「同月28日」を「同月末日」に改め，「（ただし，閏年は29日まで）」を削る。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第60号

常総市石下総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について

常総市石下総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、石下総合福祉センターにおける入浴施設及びカラオケ機器を廃止することから、これらに係る規定を整理する改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市石下総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

常総市石下総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年水海道市条例第159号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第6号を削り，同条第2項第4号を削る。

別表浴室の項及びカラオケ機器の項を削る。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

議案第61号

常総市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について

常総市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令が改正されたことに伴い、条例中の栄養士の配置等に関する要件を省令と同様の内容に改めるため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

常総市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年常総市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第62号

常総市保育所設置条例の一部を改正する条例について

常総市保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、常総市水海道第二保育所について、令和7年3月31日をもって廃止するため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市保育所設置条例の一部を改正する条例

常総市保育所設置条例（昭和35年水海道市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表常総市水海道第二保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第63号

常総市市民の広場の設置及び管理に関する条例について

常総市市民の広場の設置及び管理に関する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、中心市街地の活性化を図るため、常総市市民の広場を公の施設として設置することとし、その設置及び管理に必要な事項を定めるため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市市民の広場の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 市民が交流の場として多目的に活用し、交流を通じて新たな人の流れによる賑わいと活力を創出し、中心市街地の活性化を図るための施設として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、常総市市民の広場（以下「市民の広場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 市民の広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 常総市市民の広場
- (2) 位置 常総市水海道宝町3374番地3

(施設)

第3条 市民の広場は、次に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 広場
- (2) 駐車場
- (3) その他附帯施設

(開場日及び開場時間)

第4条 市民の広場の開場日及び開場時間は、規則で定める。

(利用の許可)

第5条 市民の広場を利用しようとする者が次に掲げる行為をする場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 営業を目的として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 集会、競技会、展示会その他これらに類する催しのため市民の広場の全部又は一部を独占して利用すること。

2 市長は、市民の広場の管理上必要があると認めるときは、その利用について条件を付することができる。

(利用の制限)

第6条 市長は、市民の広場を利用しようとする者が次のいずれかに該当すると

きは、市民の広場への入場を拒否し、又は市民の広場の利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 市民の広場の施設、設備等を毀損するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか市民の広場の管理上支障があると認められるとき。

(特別設備等の許可)

第7条 利用者（第5条第1項の規定による許可を受けた者をいう。以下同じ。）は、その利用に当たり、特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用許可の条件を変更し、利用を停止し又は利用許可を取り消すことができる。

- (1) 利用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が、この条例の規定による許可に付された条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、管理運営上支障が生じたとき。

2 前項の規定に基づく取消し等により、利用者に損害が生じることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第9条 利用者は、市民の広場の利用を終了したとき、又は利用を停止され、若しくは利用許可を取り消されたときは、直ちに市民の広場を原状に復して返還しなければならない。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、これに要した費用を利用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第10条 市民の広場内において、設備等を損傷し、又は滅失させた者は、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、これを免除することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正)
- 2 議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例(昭和39年水
海道市条例第41号)の一部を次のように改正する。
別表第1に次の1号を加える。
(22) 市民の広場
(常総市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正)
- 3 常総市公共施設の暴力団等排除に関する条例(平成20年常総市条例第
6号)の一部を次のように改正する。
別表中第24項を第25項とし、第23項の次に次の1項を加える。
24 常総市市民の広場の設置及び管理に関する条例(令和7年常総市条例
第 号)

議案第64号

常総市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について

常総市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、宅地造成及び特定盛土等規制法に合わせ、茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例が改正されることから、市条例においてもこれに対応するための改正を行うほか、刑法の一部改正に合わせた用語の改正等を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

常総市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成16年水海道市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「たい積」を「堆積」に改め、「及び災害の防止」を削る。

第4条中「及び災害の防止」を削る。

第6条第1項第1号中「5,000平方メートル以上である」を「3,000平方メートルを超える」に改め、同条第2項第10号中「及び災害の防止」を削る。

第7条第2号を削り、同条第3号中「及び災害の防止」を削り、同号を同条第2号とする。

第8条、第10条第2項及び第12条中「及び災害の防止」を削る。

第16条中「又は災害の防止」を削る。

第18条第2項第1号中「及び災害の防止」を削り、同項第2号中「又は災害の防止」を削る。

第19条を次のように改める。

（関係行政機関等への照会等）

第19条 市長は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関、関係地方公共団体、関係のある公私の団体その他の関係者に対し、照会し、又は協力を要請することができる。

2 市長は、生活環境の保全のため必要があると認めるときは、土地の埋立て等を行う者、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者、土地の埋立て等を行う土地の所有者等その他の関係者に対し、必要な協力を要請することができる。

第22条第1項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改め、同条第2項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改め、同条第3項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同項各号中「者」を「とき。」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の改正規定（「たい積」を「堆積」に改める部分に限る。）、第19条の改正規定及び第22条の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分を除く。） 公布の日

(2) 第22条の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）並びに附則第6項及び第7項の規定 令和7年6月1日

(経過措置)

2 この附則に別段の定めのあるもののほか、この条例の施行の際現にこの条例による改正前の常総市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第6条第1項の規定による許可を受けている者であつて、現に当該許可に係る土地の埋立て等に着手しているものについては、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第6条第1項の規定による許可を受けている者であつて、当該許可に係る土地の埋立て等に着手していないものは、この条例の施行の日に、改正後の条例第6条第1項の許可を受けたものとみなす。

4 この条例の施行前にされた改正前の条例第6条第2項の規定による許可の申請であつて、この条例の施行の際に許可又は不許可の処分がされていないものは、改正後の条例第6条第2項の規定による許可の申請とみなす。

5 この条例の施行前にした行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 第22条の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

7 第22条の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）の施行後にした行為に対して、この条例の規定又は他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期の

ものに限る。以下この項において同じ。），旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは，当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と，旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

議案第65号

常総市手数料条例の一部を改正する条例について

常総市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めらる。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の改正に伴い、宅地造成及び特定盛土等規制法の事務の一部が県から市へ移譲されることから、手数料を徴収すべき事項として、宅地造成又は特定盛土等に関する工事中間検査に係る事項を加える改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市手数料条例の一部を改正する条例

常総市手数料条例（平成12年水海道市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表優良住宅新築の認定の項の次に次のように加える。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事 中間検査	盛土又は切土をする土地の面積が 3,000平方メートル以内のとき 2,700円 3,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のとき 5,400円 20,000平方メートルを超え40,000平方メートル以内のとき 10,800円 40,000平方メートルを超え70,000平方メートル以内のとき 21,600円 70,000平方メートルを超え100,000平方メートル以内のとき 37,800円 100,000平方メートルを超えるとき 54,000円
---------------------------	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第66号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
西786	向石下332-1	向石下344-1

提案理由

本案は、向石下地内の路線について、鬼怒川緊急対策プロジェクトによる堤防整備に伴い、他の路線と重複することから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第67号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
2-0217	旧	向石下300-2	旧	古間木982-1
	新	向石下300-16	新	古間木982-2

提案理由

本案は、当該路線について、鬼怒川緊急対策プロジェクトによる堤防整備に伴い、現況に即した路線とすることから、当該路線の起点及び終点を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第68号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
2488	旧	花島町227-1	旧	花島町223-2
	新	花島町227-1	新	花島町乙223-2

提案理由

本案は、花島町地内の路線について、鬼怒川緊急対策プロジェクトによる堤防整備に伴い、現況に即した路線とすることから、当該路線の終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第69号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
2507	旧	大輪町112-1	旧	大輪町95
	新	大輪町112-3	新	大輪町94-2

提案理由

本案は、大輪町地内の路線について、鬼怒川緊急対策プロジェクトによる堤防整備に伴い、現況に即した路線とすることから、当該路線の起点及び終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第70号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
2511	旧	花島町3-1	旧	大輪町132-1
	新	大輪町3-1	新	大輪町128-1

提案理由

本案は、大輪町地内の路線について、鬼怒川緊急対策プロジェクトによる堤防整備に伴い、現況に即した路線とすることから、当該路線の終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第71号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
2517	旧	大輪町521-1	旧	大輪町515
	新	大輪町521-2	新	大輪町515

提案理由

本案は、大輪町地内の路線について、鬼怒川緊急対策プロジェクトによる堤防整備に伴い、現況に即した路線とすることから、当該路線の起点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第72号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
2518	旧	大輪町146-2	旧	大輪町502-1
	新	大輪町146-2	新	大輪町507-1

提案理由

本案は、大輪町地内の路線について、鬼怒川緊急対策プロジェクトによる堤防整備に伴い、現況に即した路線とすることから、当該路線の終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第73号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
西163	旧	杉山440	旧	杉山432-1
	新	杉山440-1	新	杉山432-1

提案理由

本案は、杉山地内の路線について、鬼怒川緊急対策プロジェクトによる堤防整備に伴い、現況に即した路線とすることから、当該路線の起点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第74号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
西164	旧	杉山455-1	旧	杉山454-2
	新	杉山455-1	新	杉山454-1

提案理由

本案は、杉山地内の路線について、鬼怒川緊急対策プロジェクトによる堤防整備に伴い、現況に即した路線とすることから、当該路線の終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第75号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
西790	旧	篠山1310-1	旧	篠山1309
	新	篠山1308-3	新	篠山1309-1

提案理由

本案は、篠山地内の路線について、鬼怒川緊急対策プロジェクトによる堤防整備に伴い、現況に即した路線とすることから、当該路線の起点及び終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第76号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
西791	旧	篠山1342-1	旧	篠山1338-1
	新	篠山1330-3	新	篠山1338-1

提案理由

本案は、篠山地内の路線について、鬼怒川緊急対策プロジェクトによる堤防整備に伴い、現況に即した路線とすることから、当該路線の起点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第77号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
西859	旧	蔵持68	旧	蔵持64
	新	古間木931-1	新	蔵持64

提案理由

本案は、蔵持地内の路線について、鬼怒川緊急対策プロジェクトによる堤防整備に伴い、現況に即した路線とすることから、当該路線の起点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第78号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
2-0208	旧	大沢新田37-3	旧	篠山1619
	新	大沢新田37-3	新	篠山1100-2

提案理由

本案は、当該路線について、鬼怒川サイクリングロードに接続させるとともに、現況に即した路線とすることから、当該路線の終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第79号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
2417	旧	花島町2199-1	旧	花島町2151
	新	花島町2200	新	花島町2048-2

提案理由

本案は、花島町地内の路線について、鬼怒川サイクリングロードに接続させるとともに、現況に即した路線とすることから、当該路線の起点及び終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第80号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
2506	旧	大輪町571-1	旧	大輪町530-3
	新	大輪町1450-3	新	大輪町530-1

提案理由

本案は、大輪町地内の路線について、鬼怒川サイクリングロードに接続させるとともに、現況に即した路線とすることから、当該路線の起点及び終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第 81 号

市道の路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により次の路線を変更したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
西 1 6 0	旧	国生 3 0 2 - 4	旧	向石下 4 9 5 - 1
	新	国生 3 0 2 - 2	新	国生 2 9 9 - 3

提案理由

本案は、当該路線の一部が鬼怒川サイクリングロードと重複することから当該重複する部分を廃止するとともに、現況に即した路線とすることとし、当該路線の起点及び終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第82号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
西784	旧	篠山706	旧	向石下326-1
	新	篠山706	新	向石下324-2

提案理由

本案は、篠山地内の路線について、鬼怒川サイクリングロードに接続させるとともに、現況に即した路線とすることから、当該路線の終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第83号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
西785	旧	向石下333-1	旧	篠山1386
	新	向石下339-1	新	篠山1387-12

提案理由

本案は、向石下地内の路線について、鬼怒川サイクリングロードに接続させるとともに、現況に即した路線とすることから、当該路線の起点及び終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第84号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
西796	旧	篠山728-1	旧	篠山1608
	新	篠山1348-2	新	篠山1608

提案理由

本案は、篠山地内の路線について、鬼怒川サイクリングロードに接続させるとともに、現況に即した路線とすることから、当該路線の起点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第85号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神達岳志

記

路線名	起 点		終 点	
西829	旧	篠山1685	旧	篠山1697
	新	篠山1219-2	新	篠山1697-1

提案理由

本案は、篠山地内の路線について、鬼怒川サイクリングロードに接続させるとともに、現況に即した路線とすることから、当該路線の起点及び終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第86号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
西833	旧	蔵持373-1	旧	蔵持109-1
	新	蔵持372-2	新	篠山1007-5

提案理由

本案は、蔵持地内の路線について、鬼怒川サイクリングロードに接続させるとともに、現況に即した路線とすることから、当該路線の起点及び終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第87号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神達岳志

記

路線名	起点		終点	
西834	旧	篠山1007-12	旧	篠山1728
	新	篠山1007-4	新	篠山1728

提案理由

本案は、篠山地内の路線について、鬼怒川サイクリングロードに接続させるとともに、現況に即した路線とすることから、当該路線の起点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第88号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
西854	旧	蔵持109-1	旧	蔵持1046
	新	蔵持109-2	新	蔵持1046

提案理由

本案は、蔵持地内の路線について、鬼怒川サイクリングロードに接続させるとともに、現況に即した路線とすることから、当該路線の起点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第89号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
西858	旧	蔵持26	旧	古間木2041
	新	蔵持55-2	新	古間木2041

提案理由

本案は、蔵持地内の路線について、鬼怒川サイクリングロードに接続させるとともに、現況に即した路線とすることから、当該路線の起点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第90号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
西860	旧	蔵持1117	旧	古間木2029
	新	蔵持1117	新	古間木942-2

提案理由

本案は、蔵持地内の路線について、鬼怒川サイクリングロードに接続させるとともに、現況に即した路線とすることから、当該路線の終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第91号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
西989	旧	古間木969-1	旧	古間木969-1
	新	古間木973-2	新	古間木969-1

提案理由

本案は、古間木地内の路線について、鬼怒川サイクリングロードに接続させるとともに、現況に即した路線とすることから、当該路線の起点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第92号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
西1222	旧	古間木950	旧	古間木952-5
	新	古間木951-1	新	古間木968-1

提案理由

本案は、古間木地内の路線について、鬼怒川サイクリングロードに接続させるとともに、現況に即した路線とすることから、当該路線の起点及び終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第93号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
東930	新石下1246-4	新石下1243-19

提案理由

本案は、新石下地内の路線について、民間の開発行為に伴って市に帰属されたことから、市道として認定するため、これを提出する。